

第 23 号

発行元: 大阪市環境局

令和6年12月31日現在の活動団体数

資源集団回収団体	2424
コミュニティ回収団体	125

BACK NUMBER
バックナンバー

これまで発行したものを
ご覧いただけます



進めよう！ごみ減量・3R！



コミュニティ回収通信

コミュニティ回収
資源集団回収

実績報告にかかるご準備を

令和6年度 (R6/4/1~R7/3/31) 活動分

年間実績報告兼奨励金支給申出書等の提出依頼文が到着してから令和7年4月30日までの約1ヶ月間は、コミュニティ回収と資源集団回収の実績報告の期間です。団体の皆さまの実績報告の集計事務がスムーズに進むように、事前に再生資源事業者からの取引伝票の整理や奨励金の振込口座の準備をお願いします。

なお、例年、記載誤り等により奨励金の振込が遅くなる事例が出ています。振込不能をなくすためにも通帳等のコピーの提出にご協力をお願いします。



今から準備できるもの！確認できること！

①令和6年4月～令和7年3月末までの
「取引伝票（第5号の1または2様式）」

☒ 事業者の押印はありますか？
(氏名又は代表者氏名も記入されていますか？)

☒ 取引伝票に修正がある場合、事業者による訂正印はありますか？

☒ 団体名は届出の団体名と完全一致
していますか？

(○)「第一振興町会」≠「第1振興町会」(×)

②奨励金が振込まれる
「振込口座の通帳のコピー」

☒ 通帳のコピーは表紙ではなく、**1ページ
目の見開き**をコピーしてください。
(団体名と口座名義の相違はありませんか？)



団体名が確認できる
ページをコピーして
ください

※ 注) 振込が完了するまで口座の名義変更は
しないでください。

Q. 代表者が代わっているので新しい代表者に送付してほしい。

A.代表者を交代した時は、**10日以内**に変更届出書（※）を提出していただく必要があります。
詳しくは下部記載のお住いの行政区を担当する環境事業センターまでお問い合わせください。

※変更は本市指定様式での届出が必要のため、電話での変更はできません。



代表者の交代など届出内容に変更が生じた時は、**10日以内**に変更届出書を提出してください。

例年、収集実績報告書の提出時や変更後数カ月が経過した後に報告される団体が多くあります。

団体の代表者など届出いただいている内容に変更が生じた時は、必ず**10日以内**に本市指定の変更届出書の提出をお願いします。

もしも、変更届出書の提出をお忘れの場合は、お住いの行政区を担当する環境事業センターまで、お問い合わせください。

Q. 年間実績報告兼奨励金支給申出書等は、いつ届くの？

A.**令和7年4月初旬**に、届出いただいている各団体の代表者（または指定いただいている送付先）あてに、コミュニティ回収または資源集団回収の年間実績報告兼奨励金支給申出書等の提出依頼を送付します。

Q. 再生資源事業者からもらった取引伝票の団体名が少し違うが、そのまま申請しても問題はない？

A.取引伝票に記載された団体名が届出団体名と異なる場合は、**受付できません！**
必ず事前に再生資源事業者と調整のうえ、正しい団体名の伝票を発行してもらってください！

◇よくある事例

1 「大阪第三振興町会」（届出団体名）⇒「大阪第3振興町会」（伝票記載団体名）

※漢字の「三」が数字の「3」になっているので受付できません。

2 「ルシアスマンション管理組合」（届出団体名）⇒「ルシアス管理組合」（伝票記載団体名）

※「マンション」が省略されているので受付できません。

問題あり



コミュニティ回収・資源集団回収に関する問い合わせは、お住いの行政区を担当する環境事業センターまで

東北環境事業センター	北区・都島区・淀川区・東淀川区	☎ 6323-3511	西部環境事業センター	西区・港区・大正区	☎ 6552-0901
			東部環境事業センター	東成区・生野区	☎ 6751-5311
城北環境事業センター	旭区・鶴見区・城東区	☎ 6913-3960	西南環境事業センター	住之江区・住吉区	☎ 6685-1271
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	☎ 6477-1621	南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	☎ 6661-5450
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	☎ 6714-6411	東南環境事業センター	平野区	☎ 6700-1750
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	☎ 6567-0750	家庭ごみ減量課		☎ 6630-3259